

昭和53年12月1日

第139号

編集と発行

鹿児島市広報課

鹿児島市山下町11番1号 〒892

市役所でのんわ ④ 1111

かごしま 市民のひろば

市の人口(推計)

(53.11.1)	(前年同月比)
人口総数 487,119人	(+ 8,576人)
男 231,051人	(+ 4,349人)
女 256,068人	(+ 4,227人)
世帯数 160,383世帯	(+ 2,695世帯)

おはよう。こんにちは。こんばんは。



あ

朝、通勤通学の途中いつも出会う人って何人いますか。同じ時間、同じバスや電車に乗るのに知らん顔をしているのは、なんだかもったいないような気がしますね。「おはよう！」とあなたから声をかけてみてください。はじめは、びっくりするかもしれません。でも、そんな小さなキッカケで新しいコミュニケーションが生まれてくるのです。つづけてみてください、朝のあいさつ。



さ

さりげなく、スマートにあいさつができるといいのですが、はじめからうまくいくとはかぎりません。多少テレたり、ぎこちなくなったりするのが普通です。でも、それがかえって好感を持たれるかもしれません。

「こんばんは！」って簡単な言葉です。誰でも知っている言葉です。今日からはじめてみてください、帰り道の街角で。



「いってらっしゃい」「いってらっしゃい」あいさつをがわす姿はみいてもさわやかです。都市化の進む中で、私たちは、あいさつや暖かい言葉をかけ合うことを、忘れがちになっているのではないか。市では、心の通り合うまちづくりを進めるため、こ

のたび「あいさつ運動」を推進することになりました。あいさつはかねがねしているのに、あらためて……とお考の方もおいでになるかもしませんが、身のまわりを振り返つてみると、意外と実行されていないのではないかでしょう。あいさつという小さなキッカケから新しいコミュニケーションをつくってみませんか。朝の出会いのあいさつが、一日をどんなにかわやかにしてくれることでしょう。

「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」という三つのあいさつから、さらに「お疲れさま」「ありがとうございます」「失礼します」「すみません」などの暖かい言葉を、お互いにかけ合いましょう。

十月に発足した市民あいさつ運動推進委員会では、今後、ポスターやワッペン、ちらしを作つて市民のみなさんにおいさつ運動を呼びかけてまいります。家庭はもちろん、地域や職場、学校などで積極的なご協力ををお願いいたします。

あいさつ運動を進めましょう

市民みんなで

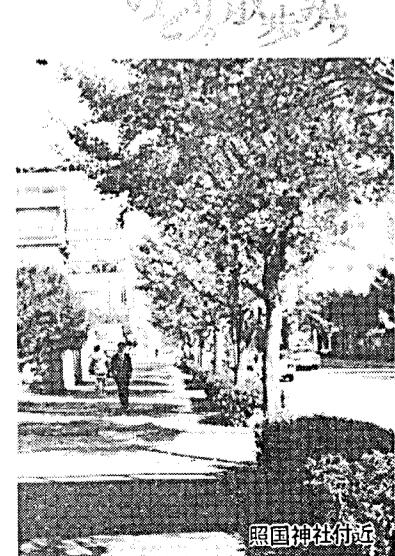
つきあいの上手な人はど、あいさつもまた上手なようです。ここから相手にぶつからっていくからでしょうか。

「おはよう！」というたたひことの中にも、相手をおもう気持ちがこもっているのかもしれません。コミュニケーションは、こことこのかよいあいです。使いなれた言葉でスタートしてみてください、見知ぬ人とのキッカケづくり。



早く来い来い お正月
山之口 安秀

もういくつ寝ると お正月
お正月には たこあげ
こまをまわして 遊びましよう



照國神社附近

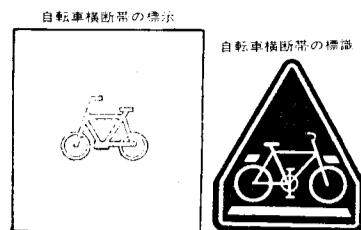
そのわけは
第一に、昔は数え年で年齢を数えましたから、たちにとつて、それほど楽しいものでした。昔の正月は子どもたちは歌われました。正月を折り数えて待ちこがれている実感がよく出ています。昔の正月は子どもたちにとつて、それほど楽しいものでした。
こういいますと、「今の正月も楽しいですよ」と抗議する若者がいるかも知れません。しかし、私は「いや絶対に昔の正月が楽しかった」とむきになつて議論をするでしょう。

第二に、正月の前にクリスマスとか、年末の子どもパーティーなどという似たような行事がなくて、夜明けた元旦には、一つだけ兄や姉になった誇らしさと自覚がありました。

第三に、昔は一般に粗衣粗食で、かねては小遣いなど貰えなかつたのに、お盆とともに正月は年に一度の豪華な待遇を受けた期間でした。

第四には、歌にあるとおり正月に行つた一家団らんの楽しい遊びの数々がありました。等々……。
考えてみれば、物も乏しく諸事簡素な時代にあって、いつべんに楽しさを満載してくる正月が、子どもたちに大きな感動を呼んだのです。物が豊かで一年中が正月みたいな今の子どもたちには、その喜びは味わえないものでしょ。

楽しさ論争はさておいて、正月とは時の流れに刻み目をつけて、生活にけじめをつくろうとした先人の生活の恵みです。今の子どもたちにも、感動と覚をもつて正月を迎えて、心あたまる日にしてやる工夫をしてみたいものです。



①自転車横断帯の新設
自転車は「自転車横断帯」のあるところでは、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

【新設】
自転車の交通方法の特例

①「自転車横断帯」を通行している自転車の保護
かつたら
ア 低速運転をして安全を確認する
イ 横断している自転車があるときは必ず一時停止

（自転車横断帯）を通行し（三万円以下の罰金）

②身体に障害のある方の通行の保護
運転者は次の場合は、一時停止するか徐行して通行を妨げてはいけません。
（盲導犬は、白色または黄色の胴輪をつけています）

資源を輸入し、それを加工していくいろいろな製品をつくり輸出することによって経済成長をとげ、生活も豊かになりましたが、一方において、ごみも多くなりました。市内のごみも年々増えづけ、ことしも約六・五パーセント（約一万七千トン）の伸びとなっています。

効果あがるごみ分別収集

お宅の町内会でも実施を

わたくしたちの国はも事実です。この有価資源ごみを分別収集して、もう一度リップに資源として生かす運動を進めることは大変意義の深いことです。産業活動によるすべての製

に使うことは人類の発展のた

めにも大変重要なことです。市では、これらのごみを再利用するため、現在市内の六

地区をモデル地区に指定し、ごみの分別方式を取り入れ、実践していただいています。

町民の協力はもちろ

私たちのゴミ対策

田上町前ヶ迫環境衛生部長 前田 実さん

（左から紺屋、石崎、前田さん）

市から貸与された焼却炉を使ってごみを一部焼却しており、もつと焼却炉を増やしていただきたいと思います。家庭では、ホーロガマと耐火レンガを使って、自分で風呂を作りました。

モデル地区別内訳		
団体名	世帯数	有価物売上高
伊敷田地西部住宅町内会	303	163,225円
池之上町内会	450	75,160
薬師第一町内会	480	33,761
田上前ヶ迫町内会	700	180,000
郡元二丁目町内会	475	80,114
下荒田八幡宮町内会	250	7,000

交通災害共済に家族そろってご加入を！

何時、どこでどうか判らない交通事故、こんな時にお役に立つのが市の交通災害共済制度です。1日1円（一年間に365円）の掛金でときの時に役立つ交通災害共済に加入しましょう。

加入できる方

鹿児島市に居住し、住民基本台帳に記録されている方または外国人登録をしている方（ただし、市外の大学に在学中など、市内に居住しない方は加入できません）

加入申込み

ひとり1口で市役所本館玄関横、谷山支所、伊敷支所東桜島支所、吉野出張所で受け付けています。

いつでも加入できます。

市交通防災課 ☎ ②1111 内線 300・242

道路交通安全法改正

12月1日から実施

道交法が大幅に改正され、この十二月一日から施行されることになりました。それによると、身体の不自由な方々の保護や自転車に乗る人が守らなければならないルールもできる（違反すると罰金）など、みんなが交通安全の担い手となるようになっています。この機会に、ご家族みんなでよく話し合って交通安全に努めましょう。主な改正点は次のとおりです。

②自転車の歩道通行

歩道（自転車道）を通行するときは中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止しなければなりません。

②追越し、追抜きの禁止

「自転車横断帯の手前三十メートル以内」で停止している車があるときは、その側方を通つて前方にでる前に必ず一時停止。

暴走族に対する取締りの強化

二台以上の車をつらねたりして、他人に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。

罰則 六ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金 点数 九点



自転車の横断帯は気をつけて

①高速道路に入る前の燃料、冷却水の遵守事項

高速自動車国道などでの運転者の遵守事項

①高速道路に入る前の燃料、冷却水の遵守事項

（2）

酒酔い運転	15点	強化
覚せい剤・シナナー等の影響による無謀運転	15点	
暴走族の集団暴走行為（各人とも）	9点	
無車検運行（車検切れ）	6点	
無保険運行（保険切れ）	6点	
高速道路燃料不足等停止、積載転落	2点	
車庫代り路上駐車	2点	
高速道路自動二輪車2人乗り	1点	
高速道路故障車表示義務違反	1点	
長時間駐車	1点	

自動二輪車などの乗車用ヘルメット着用範囲の拡大

水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ア）燃料、冷却水、オイルがきれて本線車道上に停止したとき

（イ）積載物を転落させたり飛散させたとき

（ウ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（エ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（オ）市から貸与された焼却炉を使ってごみを一部焼却しており、もつと焼却炉を増やしていただきたいと思います。家庭では、ホーロガマと耐火レンガを使って、自分で風呂を作りました。

（カ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（キ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ク）市から貸与された焼却炉を使ってごみを一部焼却しており、もつと焼却炉を増やしていただきたいと思います。家庭では、ホーロガマと耐火レンガを使って、自分で風呂を作りました。

（ケ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（コ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（タ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ハ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ナ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ラ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ミ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（リ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ス）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（テ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（カ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（キ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ク）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（タ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ハ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ミ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（リ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ス）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（テ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（カ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（キ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ク）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（タ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ハ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ミ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（リ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ス）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（テ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（カ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（キ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ク）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（タ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ハ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ミ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（リ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ス）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（テ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（カ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（キ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ク）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（タ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（ハ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ミ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（リ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ス）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（テ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（カ）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（キ）水、オイルと量、積荷の状況を点検して必要な措置をしなければなりません。次の場合は処罰されます。

（ク）燃料、冷却水、オイルをかぶり、また同乗者もかぶらなければなりません。

（サ）水、オイルと量、

りきめに
たため
ねの老人
在宅



「安心して頼めます」とひまわり療護園で

十一月一日から、在宅ねたきり老人一時保護事業がスタートしました。

この制度は、「看病疲れ」でダウントしたり、小旅行にも行けないほど、厳しい環境におかれている在宅ねたきり老人家庭の介護人や家族を、一時的に救済しようとするものです。

四日、大迫町の特別養護老人ホームひまわり療護園に収容されました。

保護者第一号となつたのは

鴨池町の七十五歳になるお年よりで、奥さんが親せきとの話し合いのため、田舎へ帰省するのに伴つて、一時保護願いが出されたのです。五年もの間、このお年よりつつきっきりだったという奥さんは、「夫婦一人きりのため、心配でどこへも行けませんでした。が、これでひと安心

対象者

①六十五歳以上の市民で、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時介護をする方

②家族の疾病、事故および出産等、特別な事由によりねたきり老人の介護が一時的にできなくなつた方

原則として七日以内

市内には、現在約七百人余りの在宅ねたきり老人がいますが、年末をひかけ、多忙なこの時期だけに、大いにご利用ください。

号の申し出があり、十一月十四日、大迫町の特別養護老人

ホームひまわり療護園に収容されました。

市内の特別養護老人ホーム

に常時七床を確保しています。

申請先・問合せ先

市老人福祉課(24)一一一一

内線三四九)、福祉谷山分室(69二二一内線四一)

申込み問合せ先

老人福祉課(24)一一一一内線三四九)

受容施設

この一時保護事業の概要是次のとおりです。

お貸しします

日常生活用具を

市では、新設の一時保護事業をはじめ、介護人派遣、日常生活用具の給付・貸与、寝具乾燥、移動浴槽車派遣など、ねたきり老人のための各種事業を行っています。これらの制度をご利用ください。

費用負担

一人当たり一日三千五百円(自己負担千円、市負担

(自己負担千円、市負担

担当となります)

申請先・問合せ先

市老人福祉課(24)一一一一

内線三四九)、福

祉谷山分室(69二二一内線四一)

申込み問合せ先

老人福祉課(24)一一一一内線三四九)

受容施設

この一時保護事業の概要是次のとおりです。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

低所得で六十

歳以上のねたきりの方

ください。

手続き方法

印かんをもつて

老人福祉課窓口までおいで

ください。

お貸しします

日常生活用具を

長い間床につきっきりで、日常生活にお困りのお年よりの方へ、頭と脚の部分に傾斜をつけられる特殊寝台をお貸ししていますので、ご希望の方は申し出てください。またマットレス、エアーパッドの給付も行っています。

利用できる人

休日在宅医さん

(診療時間午前9時から午後5時まで)
※やむを得ず一部変更になることがあります。ご了承ください。

12月10日(日)

内科・小児科

大重医院(大竜町) 47 7326
林八千夫内科医院(加治屋町) 25 0055
馬場内科医院(田上町) 51 8703
林病院(下荒田四丁目) 54 1383
松木内科医院(下福元町) 68 4126
外科(整形・皮・泌を含む)
本庄病院(下荒田一丁目) 51 2951
本岩増外川整形医院(郡元一丁目) 51 8100
産婦人科古謝産婦人科医院(東千石町) 22 0503
眼科村眼科(上福元町) 68 2347
鼻科森耳鼻科(荒田二丁目) 51 0988

12月17日(日)

内科・小児科

岐島小児科医院(山之口町) 24 2525
肥岩坂下病院(中央町) 51 1011
元内内科(下荒田一丁目) 52 5511
山上内科病院(宇宿一丁目) 53 6181
外河井外科(高麗町) 52 6557
黒木外科医院(田上町) 53 2233
福崎医院(易居町) 22 4536
入部整形外科医院(和田町) 69 3123
産婦人科鍋倉産婦人科医院(易居町) 22 0943
眼科豊島眼鏡(南林寺町) 26 1211
耳鼻科木田耳鼻科(大竜町) 21 6886

休日祝日診療在宅医は
☎(58)2323でお
知らせしています
—保健所—

12月24日(日)

内科・小児科

米介内科小兒科(緑ヶ丘町) 43 0095
飯山病院(上荒田町) 51 2528
上笠貫医院(武岡二丁目) 82 0340
しんでん医院(郡元町) 52 8280
鈴森幸浩内科(上福元町) 08 2550
外科(整形・皮・泌を含む)
本木下病院(西田一丁目) 52 8266
西岡外科医院(下荒田二丁目) 53 2317
田平病院(加治屋町) 24 6903
平山外科胃腸科(上福元町) 68 6121
産婦人科婦人科(荒田一丁目) 56 1313

眼科川畑眼鏡(上之園町) 26 6164
耳鼻科田之上耳鼻科(西千石町) 21 6920
咽喉科医院(西千石町) 21 6920

12月31日(日)

内科・小児科

ヨバ小児科医院(山下町) 24 5706
白石内科病院(薬師一丁目) 55 0101
島田内科(武岡二丁目) 82 3363
五反田医院(鶴池一丁目) 54 2094
市来米病院(上福元町) 68 2155
外科(整形・皮・泌を含む)
岩尾病院(甲突町) 25 3838
田代外科(高麗町) 56 8776
松山皮膚科(鶴池二丁目) 53 2221
黒川外科病院(南栄五丁目) 68 2220
産婦人科とようの婦人科(郡元一丁目) 52 8355
眼科有村眼科医院(中央町) 51 0291
耳鼻科鍵田耳鼻咽喉科(加治屋町) 22 0725

死亡率第一位となっています。
そのほか、半身不随や言語障害、寝たきりの人もほぼ同じくなっています。
この病気にかかるほとんど的人が高血圧症の人です。血圧が高いからといって別に痛くもかゆくもので、ついい治療や予防がおろそかになります。

昨年、市内で脳血管疾患死亡くなった人は六百三十人で死亡率第一位となっています。
冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康

脳卒中とは

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康

管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季節は自分の健康

管理に大いに気を煩わす時期ですが、中高年齢者には脳卒中、心臓病などの成人病を引き起こしやすい季節です。

冬、この季